

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年9月1日
【会社名】	株式会社アイロムホールディングス
【英訳名】	I'rom Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 鐵宏
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎1丁目2番地2号
【電話番号】	03-5436-3148
【事務連絡者氏名】	取締役経財本部本部長 小島 修一
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎1丁目2番地2号 アートヴィレッジ大崎セントラルタワー5F
【電話番号】	03-5436-3148
【事務連絡者氏名】	取締役経財本部本部長 小島 修一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 105,720,000円 (注)1. 本募集は、平成21年6月26日開催の当社第12回定時株主総会の決議及び平成21年8月14日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものであります。 2. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年8月14日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「発行数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新規発行による手取金の額」が平成21年9月1日に確定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

「発行数」の欄

欄外注記

(2) 新株予約権の内容等

「新株予約権の目的となる株式の数」の欄

「新株予約権の行使時の払込金額」の欄

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」の欄

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の欄

欄外注記

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

「発行数」の欄

(訂正前)

発行数	<u>17,700個</u> 上記の個数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、その割り当てる数をもって新株予約権の数とします。
-----	--

(訂正後)

発行数	<u>17,620個</u>
-----	----------------

欄外注記

(訂正前)

3. 本募集の対象となる者は以下のとおりであります。

割当対象者	人数等	割当数
当社取締役	5名	4,400個
当社監査役	2名	800個
当社執行役員	3名	800個
当社子会社取締役	31名	10,700個

当社子会社監査役	1名	200個
当社子会社執行役員	5名	800個
計	47名	17,700個

(訂正後)

3. 本募集の対象となる者は以下のとおりであります。

割当対象者	人数等	割当数
当社取締役	5名	4,400個
当社監査役	2名	720個
当社執行役員	3名	800個
当社子会社取締役	31名	10,700個
当社子会社監査役	1名	200個
当社子会社執行役員	5名	800個
計	47名	17,620個

(2)【新株予約権の内容等】

「新株予約権の目的となる株式の数」の欄

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の数	17,700株 新株予約権の権利行使期間内に行使がなされない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合、当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により発行する株式の数は減少する。 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株。ただし、(注)1.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)
-----------------	--

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の数	17,620株 新株予約権の権利行使期間内に行使がなされない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合、当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により発行する株式の数は減少する。 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株。ただし、(注)1.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)
-----------------	--

「新株予約権の行使時の払込金額」の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、平成21年8月の各日(取引が成立しない日は除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)と、割当日前営業日(平成21年8月31日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値金額(当日に取引が無い場合にはそれに先立つ直近日の終値)及び6,000円のいずれか高い金額とする。(注)2.
----------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額の6,000円とする。 行使価額は、6,000円とする。(注)2.
----------------	--

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金106,200,000円(注)3. 新株予約権の権利行使期間内に行使がなされない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合、当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は減額する。
---------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金105,720,000円(注)3. 新株予約権の権利行使期間内に行使がなされない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合、当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は減額する。
---------------------------------	--

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格 平成21年8月の各日(取引が成立しない日は除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)と、割当日前営業日(平成21年8月31日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値金額(当日に取引が無い場合にはそれに先立つ直近日の終値)及び6,000円のいずれか高い金額。(注)2.</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げる。 (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
-------------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格 6,000円(注)2.</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げる。 (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
-------------------------------------	---

欄外注記

(訂正前)

3. 「株式の発行価額の総額」は届出書提出日現在における見込額を記載しております。

4. 新株予約権行使請求の効力発生時期

- (1) 本新株予約権行使請求の効力は次に掲げるものが、払込取扱場所に到着したときに生じるものとする。

新株予約権行使請求に要する書面

払込金

5. 法令の改正に伴う取扱い

会社法、金融商品取引法その他の法令の新設又は改廃により、本新株予約権の発行要項において引用する各法令、条項又はその内容等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改正の趣旨を考慮の上、適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

(訂正後)

全文削除

3. 新株予約権行使請求の効力発生時期

- (1) 本新株予約権行使請求の効力は次に掲げるものが、払込取扱場所に到着したときに生じるものとする。

新株予約権行使請求に要する書面

払込金

4. 法令の改正に伴う取扱い

会社法、金融商品取引法その他の法令の新設又は改廃により、本新株予約権の発行要項において引用する各法令、条項又はその内容等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改正の趣旨を考慮の上、適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
106,200,000	1,000,000	105,200,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の行使時における払込金額の見込額を合算した金額です。

< 以下、変更がないため省略 >

(訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
105,720,000	1,000,000	104,720,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の行使時における払込金額を合算した金額です。

< 以下、変更がないため省略 >